

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年1月17日

【会社名】 石垣食品株式会社

【英訳名】 ISHIGAKI FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小西 一幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区飯田橋1丁目4番1号

【電話番号】 03-3263-4444

【事務連絡者氏名】 経理総務部 課長 鈴木 晃

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋1丁目4番1号

【電話番号】 03-3263-4444

【事務連絡者氏名】 経理総務部 課長 鈴木 晃

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 165,420,000円
(第4回新株予約権)
その他の者に対する割当 927,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
136,827,000円

(注) 新株予約権の払込金額の総額及び払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、本有価証券届出書提出日現在における見込額です。また、新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,100,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)に係る募集については、2024年1月17日(以下「発行決議日」といいます。)付の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)においてその発行を決議しています。なお、当社取締役かつ主要株主である辛澤氏(以下「辛氏」といいます。)は割当予定先であり、当該発行決議に特別の利害関係を有するため審議及び決議には参加しておりません。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,100,000株	165,420,000(注2)	82,710,000(注3)
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,100,000株	165,420,000(注2)	82,710,000(注3)

- (注) 1 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。
2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は82,710,000円であります。

(2) 【募集の条件】

辛氏以外を割当予定先とする割当

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
150	75	100株	2024年2月2日	-	2024年2月9日

辛氏を割当予定先とする割当

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
151	75.5	100株	2024年2月2日	-	2024年2月9日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。
3 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
4 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生を買取条件とする買取契約を割当予定先との間でそれぞれ締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
石垣食品株式会社 経理総務部	東京都千代田区飯田橋1丁目4番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 九段支店	東京都千代田区九段南1丁目5番6号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	9,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	927,000円
発行価格	新株予約権1個につき103円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2024年2月2日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	石垣食品株式会社 経理総務部 東京都千代田区飯田橋1丁目4番1号
割当日	2024年2月9日(金)
払込期日	2024年2月9日(金)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 九段支店 東京都千代田区九段南1丁目5番6号

- (注) 1. 第4回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)については、本取締役会決議において発行を決議しております。なお、当社取締役の辛氏は割当予定先であり、当該発行決議に特別の利害関係を有するため審議及び決議には参加していません。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生を買取条件とする本新株予約権の買取契約を割当予定先との間でそれぞれ締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は900,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、151円とする。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点で条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>

	<p>本号 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	136,827,000円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	令和6年2月12日(当日を含む。)から令和9年2月10日(当日を含む。)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 石垣食品株式会社 経理総務部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 九段支店</p>

新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり103円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
302,247,000	15,000,000	287,247,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(165,420,000円)に、本新株予約権の発行価額の総額(927,000円)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(135,900,000円)を合算した金額であります。

3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用100万円及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、第三者調査機関への支払い、株式会社ディーシー・クリエイト(所在地:愛知県名古屋市中区栄二丁目9番3号、代表取締役:櫛田章博。以下「ディーシー・クリエイト」といいます。)に対する割当予定先の紹介に係る報酬、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)500万円の合計であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額287百万円については、下表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	資金調達方法	支出予定時期
M&A(メディアト買収)費用	170	本新株及び本新株予約権の発行による	2024年2月
新規事業展開、M&A及び資本・業務提携に係る費用	117	本新株予約権の発行による	2024年2月～2025年3月

- (注) 1 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金にて管理する計画です。
 2 新規事業展開、M&A及び資本・業務提携に係る費用につき、本新株予約権による資金調達が進まず、案件の進捗状況に応じて資金が必要となった場合には、当社手持資金の充当又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する可能性があります。

1. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当の目的

当社及び当社子会社(以下「当社グループ」といいます。)は、飲料事業、珍味事業、インターネット通信販売事業及びその他の事業を行っており、当社は飲料事業及び珍味事業を主力としており、グループ全体では国内子会社(株式会社新日本機能食品。所在地：東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号、代表取締役：小林憲司)の営むインターネット通信販売事業を主力としております。

飲料事業においては、日本初の水出しパック麦茶「フジミネラル麦茶」を中心に、ウーロン茶、杜仲茶、消費者の健康志向に対応した「ごぼう茶」等の健康茶製品を取り扱っております。

珍味事業においては、中国に所在する100%子会社(ウェイハン石垣食品有限公司。所在地：中国山東省青州市、代表者：石垣裕義)にて生産するビーフジャーキーを取り扱っております。

飲料事業は、日本初の水出しパック麦茶であることと、過去のテレビコマーシャルによるブランド力で販売力を維持してきたものの、少子化で主顧客層である子持ち世帯が減少していること、大型ペットボトル飲料の低廉化等によりパック麦茶市場が縮小し、コモディティ化が進んだことから、価格競争に依存した厳しい市場と化していることに加え、当社商品のブランド認知層が高齢化し、採算の悪化が続いております。ごぼう茶は、当社が市場を開拓した商品で高い付加価値のある新規商品ということで既存商品に対して高い粗利率を有していることから一定の利益も確保しておりますが、競合商品の出現等により市場環境が悪化しております。2023年3月期においては、自社工場製造を終了し、ファブレス化で固定費用の削減等を行ったことで事業採算の改善を図ったものの、資材価格の高騰等もあり、黒字を計上することができず、事業セグメント別の損益も赤字を計上する状況が続きました。2024年3月期第2四半期の損益においては、値上げが定着したことから2024年3月期第2四半期連結会計期間に僅かながら黒字を計上することができましたが、2024年3月期第1四半期連結累計期間に計上した赤字を吸収するまでには至らず、2024年3月期第2四半期連結累計期間は赤字を計上する状況が続いております。

珍味事業のビーフジャーキーは、醤油風味で欧米人向けとは異なる柔らかい食感等、既存商品にはない日本人好みの商品で市場を開拓いたしました。自動化が難しい商品であるものの、国内工場に比して人件費が低廉な中国子会社の工場での低コストな生産により価格競争力もある商品となり、発売当初は大手コンビニエンスストアや駅構内売店で取扱いを受ける等一定の市場を確保して参りました。しかし、競合他社が当社商品をベンチマークした商品を投入してきたことに加え、中国の人件費上昇等に伴って製造コストも上昇した結果、競争力が低下し、全国展開する大手スーパーマーケットや大手コンビニエンスストア、駅構内売店、大手ディスカウントストアでの取扱いが終了する等で販売数量が激減し、業績が悪化した状態が続いております。2023年3月期においては、前期より開始した日本企業の中国国内店舗向けの商品供給が通期で行われたことに加え、管理体制の見直しを行うことで、中国生産子会社の稼働率の向上と赤字縮小が期待されたものの、中国のゼロコロナ政策の影響で中国国内店舗の営業が行われなかった影響や、原料となる牛肉価格の世界的な高騰が続いたこと、日本市場向け販売の更なる低落から、赤字について、縮小は図れたものの脱することができませんでした。2024年3月期第2四半期の損益面においては、中国がゼロコロナ政策を終えたことから中国国内店舗向けの販売が好調となり、工場稼働率が向上、採算が大幅に改善して、2024年3月期第2四半期連結会計期間には黒字を計上しましたが、飲料事業同様に2024年3月期第1四半期連結累計期間に計上した赤字を吸収するまでには至らず、2024年3月期第2四半期連結累計期間は縮小したとは言え赤字を計上する状況が続いております。

既存事業が厳しい状況の中、当社は2017年9月に第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行を実施し、その調達資金で、商品開発や販売促進活動を行う一方で、Eコマースに係るインターネット通

信販売事業を行う株式会社新日本機能食品及び外食店舗事業を行う株式会社エムアンドオペレーション(所在地：東京都大田区田園調布一丁目10番26号、代表取締役：櫻井寛)の子会社化等、事業領域を拡大することで会社の事業継続性を高める活動を展開して参りました。

しかし外食店舗事業は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて事業から撤退するに至り、インターネット通信販売事業は競争環境の激化や想定を超える販売促進費・配送料等の高騰により所期の計画には及ばず、子会社化に伴い発生したのれんについて2020年3月期において減損損失282百万円を計上し、当社グループはこれらの損失計上により、債務超過に転落いたしました。インターネット通信販売事業は2022年3月期から黒字を計上できる状態となったものの、所期の見通しに至らず、本体の多額の赤字を吸収する規模には至っておりません。

当社としては、当社グループが長期安定的に事業を継続していくため、借入金の返済資金や運転資金を調達することが不可欠であるものと判断し、また、当社グループは債務超過を2021年3月度末までに解消することができない場合、当社が上場する東京証券取引所JASDAQスタンダード(現スタンダード)市場の当時の上場廃止基準に抵触する中、上場の廃止は、投資家保護の観点からも避けるべきであり、グループ全体の採算は一部で改善しつつあるものの債務超過を解消するには至らないと考えたことから、2021年3月に第三者割当による新株式の発行を行いました。

しかしこの増資は当時の発行可能株式数や希薄化率等の制約から、債務超過を解消するために最低限度の金額であったこと、及びその調達資金の用途が借入金の返済資金や運転資金に限られていたことから、前述のとおり事業環境の改善は行えませんでした。

当社としては、当時8期連続の赤字が続く中、その状況を改善し、当然に早期の黒字化に努め、当社グループが長期安定的に事業を継続していくためには、既存の事業や会社の枠に囚われない提携戦略を展開していくことは欠かせないことから、更なる新規事業展開、M&A又は資本・業務提携についても検討が必要であると考え、その手法としてそれらに向けた資金を確保しておくことが不可欠であるものと判断し、2022年2月に再度、第三者割当による新株式の発行を行いました。

これにより得られた資金を活用することで当社は、化粧品やサプリメントといったこれまでとは異なる事業へ進出することができました。しかし、化粧品事業においては、OEM供給商品において多額の売上高を計上し、利益も堅調に計上することができた一方で、自社ブランド商品においては営業活動が苦戦し、また先行する費用負担が重く採算を悪化させた結果、2023年3月期は、売上高516百万円、営業損失66百万円という業績にとどまりました。また、雑貨事業やサプリメントを含むその他事業は黒字を計上することができたものの、2023年3月期の雑貨事業の営業利益は22百万円、その他事業の営業利益は2百万円にとどまったため、2023年3月期の当社グループの営業損失は133百万円となり、現在までに会社全体を黒字化するまでには至っていないことから継続事業の前提に疑義のある状況から脱することができておりません。当社として、更なる事業展開を行うためには、新規事業の開始のみならず、確実にグループ損益を改善することができる黒字事業を有する企業の子会社化が不可欠であると考えに至りました。また、そのために新たなパートナーを得てエクイティ・ファイナンスを行い、またその資金を得ることは、当社の事業発展に寄与するものであるとの考えにも至っております。その様な考え方の下、当社経営陣は、その考えに合致する投資先についてファイナンシャルアドバイザーであるディーシー・クリエイト等外部の協力も得ながら、情報を収集して参りました。その様な中、今回子会社化する株式会社メディアート(以下「メディアート」といいます。)についてディーシー・クリエイトを通じて株式売却に関する提案を受け、前向きにデューデリジェンスを行ったところ、非常に有力な会社であることが分かりました。メディアートは1998年に設立され、現在は化粧品及び健康食品の販売を主力に、育毛剤や育毛機器の取り扱う日本企業で、継続して利益を計上しており、現在、既存取引先に限定して事業を行っているにもかかわらず、顧客先からのニーズは強く更に売上及び利益が拡大する計画を有しております。当社としては、グループ損益を改善させるために子会社とすることは非常に意義があるものと考え、メディアートを100%子会社化することといたしました。詳細については本日付けで公表した「株式会社メディアートの株式取得及び簡易株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。当該子会社化に必要な資金を調達するため、また、今後の新規事業展開、M&A及び資本・業務提携に必要な資金を調達するため、当社取締役会は、本第三者割当について利害関係を有する取締役を除いたうえで十分に討議、検討を行い、利害関係を有する取締役を除く当社取締役全員の賛成により本第三者割当の実施を決定いたしました。

(2) 本第三者割当による資金調達を選択した理由

当社は本第三者割当の実施を決定するまでに、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりました。

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株式の発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えております。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、実施できるか否かもその時点での株価や市場全体の動向に大きく左右され、資金調達の機動性という観点からみても本第三者割当によるメリットの方が大きいと考えております。また、業績悪化により当社株価及び出来高が低迷していることから、公募増資の引受先を見つけるのは困難であり、仮に引受先を見つけることができたとしても当社及び当社株主にとって不利な条件での発行となる可能性が高いと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としても調達資金の額を推測することが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、発行時点では全額が負債として計上されるため、行使がなされない限り自己資本比率の向上に貢献しないことや、現時点において転換社債型新株予約権付社債を引き受けて頂ける投資家が見つからないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や、時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、割当先となる既存株主の参加が不透明であり、当社が必要とする資金調達を実現できない可能性がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

借入れ・社債による資金調達

金融機関からの借入れ又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、自己資本比率の向上及び財務基盤の強化を目的とする当社の考えと乖離しております。また、当社は2014年3月期以降10期連続で、親会社株主に帰属する当期純損益につき損失を計上しているため、金融機関からの借入れを当社にとって望ましい条件で行うことは困難な状況となっていることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(3) 本第三者割当の特徴

<メリット>

(a) 発行時の一定の資金調達

本新株式の発行により、証券の発行時に一定の資金を調達することが可能となります。

(b) 最大交付株式数の限定

本新株式の発行数は1,100,000株、本新株予約権の目的である当社普通株式数は900,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

(c) 財務健全性指標の上昇

本新株式による調達資金及び本新株予約権による調達金額はいずれも資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

<デメリット>

(a) 既存株式の希薄化

本新株式の発行により、また本新株予約権の行使が進んだ場合には既存株式の希薄化が生じます。

(b) 株価低迷時に資金調達額が困難となる可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が行使価額を下回って推移する状況では割当予定先による本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難となり、機動的な投資が阻害される可能性があります。

(c) 満額の資金調達ができない可能性

株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。また、本新株予約権の行使が一部にとどまることにより想定どおりの金額での資金調達を実現できない可能性があります。

以上をもとに検討した結果、既存株主に対する希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当により資金調達を行うことが合理的であると判断し、本新株式及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

本新株式により、メディアートの子会社化に必要な資金を発行時に調達できるとともに、今後の新規事業の展開及びM&Aにあたっては本新株予約権で調達できた資金を充当することができます。なお、割当予定先によると、当社が必要とする額の資金を一度に新株式の引受けにより出資することは当社の財務状況に鑑みてリスクが高く、本第三者割当で調達を予定している全額に相当する新株式の引き受けは応じられないとのことです。

今回の調達資金は、下記「2. 資金使途に関する詳細」に記載の使途に充当し、財務基盤の強化を図っていく考えです。

2. 資金使途に関する詳細

上記「(1) 新規発行による手取金の額」記載の差引手取概算額287百万円の調達については、当社グループが長期安定的に事業を継続していくため、上表記載の使途に充当する予定です。

メディアートを子会社化するにあたり取得する株式の対価は、300百万円と想定しており、その半分を株式交換、残り半分の150百万円分を本第三者割当により調達した資金によって支払うこととしております。また、関連費用としてFAであるディーシー・クリエイトへの手数料150百万円、調査会社に対してDD費用として500万円を支払います。従いまして、本第三者割当により調達した資金のうち170百万円をメディアートのM&A(買収)費用に充当させていただきます。詳細につきましては本日付けで公表した「株式会社メディアートの株式取得及び簡易株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。また、メディアートの詳細は以下のとおりです。

名称	株式会社メディアート		
所在地	愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号		
代表者の役職・氏名	代表取締役 間野 賢治		
事業内容	化粧品及び健康食品の販売等		
資本金	10百万円		
設立年月日	1998年9月24日		
発行済株式数	400株		
決算期	9月30日		
従業員数	4名		
主要取引先	株式会社プログレス、remore株式会社、株式会社BEAUQUE		
主要取引銀行	三菱UFJ銀行		
大株主及び持株比率	間野 賢治 100.00%		
当事会社の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
直近3年間の経営成績及び財政状態	メディアート (単体)		
決算期	2021年 9月期	2022年 9月期	2023年 9月期
純資産	58	97	130
総資産	136	201	223
売上高	189	261	238
営業利益	30	58	43
経常利益	31	59	46
当期純利益	22	39	32

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

残る資金につきましては、更なる新規事業の展開及びM&Aを行うことで事業継続性を向上させ、企業価値の向上を目指して参ります。現時点で、どのような新規事業及びM&Aを行うかについて具体的な計画はございません。しかしながら、下記のとおり、当社は単体事業で赤字を計上する状況となっていることもあり、その解消を行うことが喫緊の課題であり、今後グループ損益を改善することに資するため、安定した収益を上げられる事業を模索し、機動的に対応するために資金調達を行うこととしております。

当社が赤字である主たる要因は監査報酬・上場維持などに要するいわゆる本社維持費用が年間7千万円程度計上される中、既存事業でそれを賄う利益を計上することができないのみならず、単体事業で赤字を計上する状況となっていることにあり、その解消を行うための投資を行う必要があると考え、また割当予定先に引き受けていただけの額を加味したうえで、既存株主の利益を過度に損ねることのない希薄化率の範囲内での資金調達の規模を決定しました。なお、提携等の成立には不確実性が伴うため、有効な投資先が存在しない等、2025年3月ごろまでに本項記載の新規事業展開、M&A及び資本・業務提携に係る費用に充当されない場合には、既存事業の新製品

の開発・製造等の投資に充当する予定です。具体的には、上記に述べた既存事業における新商品開発、販売促進策強化策の更なる拡大に加え、当社グループにおける事業領域や営業地域の拡大が想定されます。今後これら案件が具体的に決定された場合には、適時適切にお知らせしてまいります。

資金の用途について上記の用途以外への充当を決定した場合や、追加の資金の調達等があった場合には、適時適切に開示いたします。

3. なお、当社は、2021年3月及び2022年2月に新株式の発行による資金調達をそれぞれ実施いたしましたが、現在までの充当状況は下表のとおりです。

新株式による資金調達(2021年3月29日発行)

資金用途	ベジタリア株式会社(所在地：東京都渋谷区桜丘町26番1号、代表取締役：小池聡)の新株予約権付社債取得資金(100百万円) 借入金の返済資金 (1)りそな銀行(21百万円) (2)セゾンファンデックス(3百万円) (3)石垣裕義(20百万円) 運転資金(275百万円)
支出予定金額	419百万円
支出予定時期	2021年3月 (1)2021年3月～2022年10月 (2)2021年3月～2022年10月 (3)2021年3月 2021年3月～2022年10月
調達金額 (差引手取概算額)	419,007,000円
充当状況	上記の支出予定時期に全額充当済み。

新株式による資金調達(2022年2月3日発行)

資金用途	新規事業展開、M&A及び資本・業務提携に係る費用
支出予定金額	332百万円
支出予定時期	2022年2月～2023年3月
調達金額 (差引手取概算額)	332,866,400円
充当状況	上記の支出予定時期に全額充当済み。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 辛 澤氏

a . 割当予定先の概要	氏名	辛 澤
	住所	大阪府大阪市北区
	職業の内容	・ 当社の取締役であります。 ・ 株式会社ランニング 代表取締役社長 ・ 株式会社ジェクシード 取締役
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社株式の保有数は4,369,000株(30.56%)であります。
	人事関係	当社の主要株主かつ、取締役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(2) 榎田 康子氏

a . 割当予定先の概要	氏名	榎田 康子
	住所	愛知県名古屋市中村区
	職業の内容	リアルプラス有限会社 代表取締役
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	榎田氏が代表取締役を務めるリアルプラス有限会社は、当社株式590,000株(4.13%)を保有する株主であります。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(3) 小松 周平氏

a . 割当予定先の概要	氏名	小松 周平
	住所	東京都港区
	職業の内容	株式会社蒼マネジメント 代表取締役
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(4) 株式会社IMGホールディングス

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社IMGホールディングス
	本店の所在地	大阪府大阪市淀川区西中島五丁目12番8号
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 今村 譲
	資本金	10百万円
	事業の内容	診療所の経営 医薬品の販売及び薬局の経営 医療器具、機器の販売
	主たる出資者及びその出資比率	今村豪：50% 田坂大作：50%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要については、辛氏、櫛田 康子氏（以下「櫛田氏」といいます。）、小松 周平氏（以下「小松氏」といいます。）は2023年12月11日現在、株式会社IMGホールディングス（以下「IMGホールディングス」といいます。）は2023年12月11日現在の内容であります。

c. 割当予定先の選定理由

本新株式及び本新株予約権の割当予定先として、辛氏、櫛田氏、小松氏、及びIMGホールディングスを選定した理由は、以下のとおりです。当社は、上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 1. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、新たな収益基盤を確立するための更なる新規事業展開、M&A又は資本・業務提携についても検討が必要であると考え、その手法としてそれらに向けた資金を確保しておくことを目的に資金調達を検討してまいりました。そのような状況の中、当社の事業状況及び財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略についてご理解いただける投資家を模索し、複数の有力先と接触を重ねてまいりました。その協議の中で、当社の経営方針をご理解いただき、当社の新規事業及び既存事業への協力関係の模索ができる相手であること及び当社の資金調達が確実に実施できる資金力があることを重視して、割当予定先として選定いたしました。各割当予定先の選定理由は下記のとおりです。

辛氏を割当予定先として選定した理由

辛氏は、2021年3月に当社が実施した第三者割当増資を引き受け、同年6月に開催された定時株主総会において取締役に就任し、当社の筆頭株主及び取締役として、当社の事業再建に当たっています。以後、様々な新規事業やM&A案件を当社に紹介し、また、主導的に執り行っていく中で、2023年6月ごろ、辛氏はディーシー・クリエイトより有力なM&A先としてメディアートの紹介を受け、これを当社に紹介しました。なお、ディーシー・クリエイトの代表取締役である櫛田章博氏は辛氏の友人であります。櫛田章博氏からは、当社が2022年2月に実施した第三者割当増資にあたって、リアルプラス有限会社(以下「リアルプラス」といいます。)を割当先として紹介いただいております。

当社グループが継続的に事業を行っていくためには、新規事業の展開だけでなく、優良な企業のM&Aを行うことが重要であると認識していた辛氏は、有力な候補になり得ると考え、2023年7月に当社会長石垣裕義とメディアート代表の間野氏を引き合わせ、メディアートの子会社化を検討していくことに合意し、同月中に、必要な資金を手当するために今般割当増資を行うこととなったものの、割当先の選定に苦慮することとなったことから、その引き受けをして頂くこととなりました。辛氏は、その交友の広さから当社が新規事業やM&Aを展開していく中で不可欠な存在となっており、今後も当社に対して主体的に関与して頂くことを期待しております。

榎田氏を割当予定先として選定した理由

榎田氏は、2022年2月に当社が実施した第三者割当増資を引き受け、当社の大株主となっているリアルプラスの代表取締役です。当社の株主となって頂いて以降、辛氏が定期的に連絡を取る中で、2023年7月に本第三者割当増資を行う方針であることについて伝えたと、その引き受けに同意して下さりました。その後、2023年11月にご本人の意向として、更に積極的に当社の応援をして頂く意向を示して頂き、今回は会社としてではなく、榎田氏個人に引き受けて頂くこととなりました。なお、ディーシー・クリエイトの代表取締役である榎田章博氏は榎田氏の夫であります。

また、榎田氏が代表取締役を務めるリアルプラスは、資産管理や不動産に関する事業を営んでおり、現時点において当社の事業領域との接点はないため、基本的には直接事業面でのご協力を頂ける可能性は低いと考えられ、実際に2022年3月に大株主となって頂いた以降これまで具体的な事業協力に至ってはおりません。当社として制約なく様々な新事業領域への参入を検討する中で、リアルプラスが得意とする資産管理や不動産といった事業領域へ関与する可能性もあり、その際は、事業面でのご協力をいただける可能性もあるものと考えております。

小松氏を割当予定先として選定した理由

小松氏は、辛氏が2023年中ごろから親交を始めたばかりではありますが、外資系投資銀行でトレーディング業務に従事した後、海外のヘッジファンドにてポートフォリオマネージャーとして7年間グローバルマクロの資産運用に携わり、日本に帰国後は医療、AIの分野にて起業、M&Aを経験し、A.L.I.Technologies 及び米AERWINS Technologies Chairman & CEOに就任。ナスダック上場後の2023年3月に退任するなど、1982年生まれと実業家としては比較的若い年齢ながら、企業やM&Aに関して多くの知見や、ベンチャー企業等との人脈を多く有しております。2023年10月に今般の割当増資の相談を辛氏より小松氏にしたところ、その引き受けをして頂くこととなりました。

また、当社が新規事業やM&Aを展開する中で、小松氏が得意とする資金調達や起業、M&Aといった様々な分野に対する知見や人脈を、当社の今後の事業展開に活かして頂ける可能性があるものと考えております。

IMGホールディングスを割当予定先として選定した理由

IMGホールディングスは、日本国内に21の医療法人及び社会福祉法人等、47の施設を有する今村メディカルグループの中核企業です。辛氏が当社による本第三者割当増資を企図する中で、2023年11月、ディーシー・クリエイトより、有力な引受先として紹介されたことを契機に、本第三者割当増資について、ディーシー・クリエイトを通じて辛氏よりIMGホールディングスに打診したところ、その引き受けに同意して下さり、その引き受けをして頂くこととなりました。

IMGホールディングスは前述のとおり日本全国に展開する医療・社会福祉法人グループであり、保有する多大な病床に関わる病院食や介護用品等について多くの需要を持つことから、当社の事業に対してご協力をいただける可能性もあるものと考えております。また、IMGホールディングスは、医療法人に対するものではあるものの経営コンサルティングも営んでおり、事業再生の実績も持つことから、事業再生を目論む当社としては、同社の持つ知見を活かして頂ける可能性もあるものと考えております。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式

本新株式の総数は1,100,000株です。当社は、各割当予定先に以下に記載する株数を割り当てます。

辛氏	420,000株
榎田氏	200,000株
小松氏	130,000株
IMGホールディングス	350,000株

本新株予約権

本新株予約権の目的である株式の総数は、900,000株です。当社は、各割当予定先に以下に記載する新株予約権を割り当てます。

辛氏	3,436個(343,600株)
榎田氏	1,636個(163,600株)
小松氏	1,064個(106,400株)
IMGホールディングス	2,864個(286,400株)

e．株券等の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当の趣旨に鑑み、本第三者割当により取得する当社株式を原則として中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が割当を受けた日から2年以内に本第三者割当により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

辛氏

当社は、辛氏の2023年11月30日時点の銀行預金残高証明の写しを受領し、同氏の保有する預金残高が、本第三者割当増資に係る同氏による払込金額を上回る金額であることを確認しており、当社は同氏が本第三者割当増資に係る払込期日までに本新株式及び本新株予約権の発行価額に係る払込資金並びに本新株予約権の行使に必要な資金の総額に相当する以上の十分な資金を確保できるものと判断しております。

櫛田氏

当社は、2023年12月29日時点の櫛田氏の銀行預金通帳の写しを受領し、同氏の保有する預金残高が、本第三者割当増資に係る同氏による払込金額を上回る金額であることを確認しており、当社は同氏が本第三者割当増資に係る払込期日までに本新株式及び本新株予約権の発行価額に係る払込資金並びに本新株予約権の行使に必要な資金の総額に相当する以上の十分な資金を確保できるものと判断しております。なお、櫛田氏は本新株式及び本新株予約権の発行価額に係る払込資金並びに本新株予約権の行使に必要な資金に必要な金額にあたる金額の大部分に相当する額について、櫛田氏が代表取締役を務めるリアルプラス有限会社より借り入れております。

小松氏

当社は、小松氏の2024年1月17日時点の証券口座の写しを受領し、同氏の保有する流動性が高い有価証券の残高が、本第三者割当増資に係る同氏による払込金額を上回る金額であることを確認しており、当社は同氏が本第三者割当増資に係る払込期日までに本新株式及び本新株予約権の発行価額に係る払込資金並びに本新株予約権の行使に必要な資金の総額に相当する以上の十分な資金を確保できるものと判断しております。

IMGホールディングス

当社は、2023年12月27日時点のIMGホールディングスの銀行預金通帳の写しを受領し、同社の保有する預金残高が、本第三者割当増資に係る同社による払込金額を上回る金額であることを確認しており、当社は同社が本第三者割当増資に係る払込期日までに本新株式及び本新株予約権の発行価額に係る払込資金並びに本新株予約権の行使に必要な資金の総額に相当する以上の十分な資金を確保できるものと判断しております。

g．割当予定先の実態

第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(所在地：東京都港区赤坂2丁目16番6号、代表者：羽田寿次)の調査により、いずれの割当先も反社会的勢力との関係性を示す情報は確認されなかったとの報告を受け、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による割当予定先に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、割当予定先が反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。以上により、当社は、割当予定先は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本第三者割当により発行する本新株式の発行価額につきましては、割当予定先との協議により、辛氏を除く割当予定先については150円、辛氏については東京証券取引所における当社普通株式の直前取引日の普通取引の終値である151円といたしました。

発行価額については、メディアートの買取のための資金に充てるため十分な調達資金を確保するために、当社の直前取引日までの株価の動向を踏まえ発行価額を150円以上とすることで割当予定先と協議し、辛氏を除く割当予定先については発行価額を150円又は当社の直前取引日の普通取引の終値の90%のいずれか高い方、辛氏については発行価額を150円又は当社の直前取引日の普通取引の終値のいずれか高い方の金額とすることで合意いたしました。

当社の株価が150円以上となった場合には、辛氏を除く割当先については東京証券取引所における当社普通株式の直前取引日の普通取引の終値から最大で10%のディスカウントが発生します。しかしながら、当社としては、メディアートの買取のための資金に充てるため十分な調達資金を行うことが当社の優先事項であり、発行額を150円以上とすることを優先し、株価が上昇した場合のディスカウントについても受け入れることといたしました。また、かかる取り扱いは、当社株価が150円以下となった場合にはプレミアム付きでの発行となるため、割当予定先にとって必ずしも有利であるとは言えず、合理的であると判断しております。

割当予定先には当社取締役である辛氏も含まれておりますが、上記のとおり辛氏については、一般株主の利益に配慮し、東京証券取引所における当社普通株式の直前取引日の普通取引の終値からディスカウントが発生しない発行価額といたしました。

なお、辛氏を除く割当予定先への割当に係る払込金額は、発行決議日の直前取引日の終値に対し0.66%のディスカウント(小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、発行決議日の直前取引日までの1ヶ月間(2023年12月17日から2024年1月16日)の終値の単純平均値148円(円未満切捨て)に対し1.35%のプレミアム、発行決議日の直前取引日までの3ヶ月間(2023年10月17日から2024年1月16日)における終値の単純平均値149円(円未満切捨て)に対し0.67%のプレミアムとなっております。

また、辛氏への割当に係る払込金額は、発行決議日の直前取引日までの1ヶ月間(2023年12月17日から2024年1月16日)の終値の単純平均値148円(円未満切捨て)に対し2.03%のプレミアム、発行決議日の直前取引日までの3ヶ月間(2023年10月17日から2024年1月16日)における終値の単純平均値149円(円未満切捨て)に対し1.34%のプレミアムとなっております。

当該発行価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)に準拠したものであり、割当予定先にとって特に有利な金額ではないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について利害関係を有する取締役を除いたうえで十分に討議、検討を行い、利害関係を有する取締役を除く当社取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株式の払込金額は、メディアートの100%子会社化に必要な資金を調達し、また、今後の新規事業展開、M&A及び資本・業務提携に必要な資金を調達することを目的としつつ、既存株主の利益に対する合理的かつ慎重な配慮に基づき決定されており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであるため、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法であるという趣旨の意見を得ております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者:山本顕三)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼しております。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行価額の算定に際し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定し、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しております。

この算定においては、当社取締役会が本新株予約権の発行を決議した決議日の直前営業日である2024年1月16日の東京証券取引所における当社株価の終値151円、ボラティリティ39.5%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額151円/株、行使期間3年)をもとに公正価値を算定しております。当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しており、その算定結果報告書における、赤坂国際会計による本新株予約権1個当たりの公正価値評価額は103円です。当社はその結果を受けて、発行価額は公正価値評価額と同額である1個当たり103円と決定いたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の株価動向、当社の資金需要、既存株主の皆様と与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議、交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である2024年1月16日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である151円といたしました。なお、本新株予約権の行使価額は、発行決議日の直前取引日までの1ヶ月間(2023年12月17日から2024年1月16日)の終値の単純平均値148円(円未満切捨て)に対し2.03%のプレミアム、発行決議日の直前取引日までの3ヶ月間(2023年10月17日から2024年1月16日)における終値の単純平均値149円(円未満切捨て)に対し1.34%のプレミアムとなっております。当該発行価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)に準拠したものであり、割当予定先にとって特に有利な金額ではないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株予約権の発行条件について利害関係を有する取締役を除いたうえで十分に討議、検討を行い、利害関係を有する取締役を除く当社取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株予約権の払込金額は、メディアートの100%子会社化に必要な資金を調達し、また、今後の新規事業展開、M&A及び資本・業務提携に必要な資金を調達することを目的としつつ、既存株主の利益に対する合理的かつ慎重な配慮に基づき決定されており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであるため、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法であるという趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により発行される本新株式の発行数(1,100,000株)に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(900,000株)を合算した総株式数は2,000,000株(議決権数20,000個)であり、2023年9月30日現在の当社発行済株式総数14,295,700株(議決権総数142,922個)を分母とする希薄化率は13.99%(小数点以下第3位を四捨五入)(議決権ベースでの希薄化率は13.99%(小数点以下第3位を四捨五入))に相当します。

しかしながら、本第三者割当は、本第三者割当により調達した資金を活用することにより、将来の当社の企業価値及び株主価値の向上が期待されること、及び、当社グループの企業価値の向上に寄与することを企図して行われるものであり、既存株主に皆様の利益向上に資すると考えており、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成の上で、合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
辛澤	大阪府大阪市北区	4,369,000	30.57	5,132,600	31.50
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・ スタンレーMUFG証券株式 会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1 丁目9番2号)	2,268,400	15.87	2,268,400	13.92
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタ ラクティブ・ブローカー ズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 米 国 (東京都千代田区霞が関3 丁目2番5号)	788,600	5.52	788,600	4.84
石垣裕義	東京都文京区	696,500	4.87	696,500	4.27
MONEX BOOM SECURITIES (H.K.) LIMITED (常任代理人 マネックス 証券株式会社)	25/F., AIA TOWER, 183 ELECTRIC ROAD, NORTH POINT, 香港 (東京都港区赤坂1丁目12 番32号)	694,600	4.86	694,600	4.26
株式会社IMGホールディ ングス	大阪府大阪市淀川区西中島 五丁目12番8号	-	0.00	636,400	3.91
リアルプラス有限会社	愛知県名古屋市中区栄2丁 目9番3号	590,000	4.13	590,000	3.62
榎田康子	愛知県名古屋市中村区	-	0.00	363,600	2.23
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋 2丁目4番2号	348,800	2.44	348,800	2.14
株式会社石垣共栄会	東京都文京区白山5丁目24 番10号	338,000	2.36	338,000	2.07
計		10,093,900	70.63	11,857,500	72.79

(注) 1 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2023年9月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2023年9月30日現在の所有株式数及び所有議決権数に、本新株式の発行数及び当該株主に係る議決権数並びに本新株予約権の目的である株式の数及び当該株主に係る議決権数を加算した数に基づき算出しております。

3 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第66期)及び四半期報告書(第67期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2024年1月17日)までの間において変更はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(2024年1月17日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第66期)の提出日(2023年6月29日)以後、本有価証券届出書提出日(2024年1月17日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2023年6月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2023年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、石垣裕義、小西一幸、辛澤、漆沢祐樹及び海野翼を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、穴井克宜及び山田長正を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件					
石垣 裕義	70,084	991	-	(注)	可決 98.55
小西 一幸	70,145	930	-		可決 98.64
辛 澤	70,070	1,005	-		可決 98.53
漆沢 祐樹	70,149	926	-		可決 98.65
海野 翼	70,149	926	-		可決 98.65
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件					
穴井 克宜	70,805	343	-	(注)	可決 99.57
山田 長正	70,937	211	-		可決 99.75

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2024年1月17日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2024年1月17日付の取締役会において、株式会社メディアート（以下「メディアート」という。）の発行済み株式の一部を取得することで子会社化し（以下「本株式取得」という。）、その後当社を株式交換完全親会社とし、メディアートを株式交換完全子会社とする簡易株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することを決議し、同日付で株式譲渡契約および株式交換契約を締結しました。また本株式取得に伴い、当社の特定子会社に異動が見込まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第6号の2及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 報告内容

1. 子会社取得の決定

(1) 当該決定に係る取得する子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容の事項

商号	株式会社メディアート
本店の所在地	愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号
代表者の氏名	代表取締役 間野 賢治
資本金の額	10百万円
純資産の額	130百万円（2023年9月30日現在）
総資産の額	223百万円（2023年9月30日現在）
事業の内容	化粧品及び健康食品の販売等

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

決算期	2021年9月期	2022年9月期	2023年9月期
売上高	189	261	238
営業利益	30	58	43
経常利益	31	59	46
当期純利益	22	39	32

(3) 取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	
取引関係	
関連当事者への該当状況	

(4) 本株式取得及び本株式交換による完全子会社化の目的

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、飲料事業、珍味事業、インターネット通信販売事業及びその他の事業を行っており、当社は飲料事業及び珍味事業を主力としており、グループ全体では国内子会社（株式会社新日本機能食品。所在地：東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号、代表取締役：小林憲司）の営むインターネット通信販売事業を主力としております。

飲料事業においては、日本初の水出しパック麦茶「フジミネラル麦茶」を中心に、ウーロン茶、杜仲茶、消費者の健康志向に対応した「ごぼう茶」等の健康茶製品を取り扱っておりますが、市場規模の縮小、競合商品の出現等により市場環境が悪化しております。2023年3月期においては、固定費用の削減等により事業採算の改善を図ったものの、資材価格の高騰等もあり、黒字を計上することができず、事業セグメント別の損益も赤字を計上する状況が続きました。2024年3月期第2四半期の損益においては、値上げが定着したことから2024年3月期第2四半期連結会計期間に僅かながら黒字を計上することができましたが、2024年3月期第1四半期連結累計期間に計上した赤字を吸収するまでには至らず、2024年3月期第2四半期連結累計期間は赤字を計上する状況が続いております。

また、珍味事業においては、中国に所在する100%子会社（ウェイハン石垣食品有限公司。所在地：中国山東省青州市、代表者：石垣裕義）にて生産するビーフジャーキーを取り扱っておりますが、中国のゼロコロナ政策の影響で中国国内店舗の営業が行われなかった影響や、原料となる牛肉価格の世界的な高騰が続いたこと、日本市場向け販売の更なる低落から、赤字について、縮小は図れたものの脱することができませんでした。2024年3月期第2四半期の損益面においては、中国がゼロコロナ政策を終えたことから中国国内店舗向けの販売が好調となり、工場稼働率が向上、採算が大幅に改善して、2024年3月期第2四半期連結会計期間には黒字を計上しましたが、飲料事業同様に2024年3月期第1四半期連結累計期間に計上した赤字を吸収するまでには至らず、2024年3月期第2四半期連結累計期間は縮小したとはいえ赤字を計上する状況が続いております。

さらに、インターネット通信販売事業においては、Eコマースに係るインターネット通信販売事業を行う株式会社新日本機能食品及び外食店舗事業を行う株式会社エムアンドオペレーション（所在地：東京都大田区田園調布一丁目10番26号、代表取締役：櫻井寛）の子会社化等、事業領域を拡大することで会社の事業継続性を高める活動を展開して参りました。インターネット通信販売事業は2022年3月期から黒字を計上できる状態となったものの、所期の見通しに至らず、本体の多額の赤字を吸収する規模には至っておりません。

上記のように業績が低迷する中、当社としては、当社グループが長期安定的に事業を継続していくため、化粧品やサプリメントといったこれまでとは異なる事業へ進出いたしました。しかし、化粧品事業においては、OEM供給商品において多額の売上高を計上し、利益も堅調に計上することができた一方で、自社ブランド商品においては営業活動が苦戦し、また先行する費用負担が重く採算を悪化させた結果、売上高516百万円、営業損失66百万円という業績にとどまりました。また、雑貨事業やサプリメントを含むその他事業は黒字を計上することができたものの、雑貨事業の営業利益は22百万円、その他事業の営業利益は2百万円にとどまったため、2023年3月期の当社グループの営業損失は133百万円となり、現在までに会社全体を黒字化するまでには至っていないことから継続事業の前提に疑義のある状況から脱することができておりません。当社として、更なる事業展開を行うためには、新規事業の開始のみならず、確実にグループ損益を改善することができる黒字事業を有する企業の子会社化が不可欠であると考えに至りました。

その様な考え方の下、当社経営陣は、その考えに合致する投資先についてファイナンシャルアドバイザーである株式会社ディーシー・クリエイト（以下「ディーシー・クリエイト」という。）等外部の協力をも得ながら、情報

を収集して参りました。その様な中、今回子会社化するメディアートについてディーシー・クリエイトを通じて株式売却に関する提案を受け、前向きにデューデリジェンスを行ったところ、非常に有力な会社であることが分かりました。メディアートは、1998年に設立され、現在は化粧品及び健康食品の販売を主力に、育毛剤や育毛機器の取り扱う日本企業で、継続して利益を計上しており、現在、既存取引先に限定して事業を行っているにもかかわらず、顧客先からのニーズは強く更に売上及び利益の拡大を見込んでおります。また、メディアートは、化粧品やサプリメント等の健康食品を取り扱っていることから当社事業と相応の親和性があり、メディアートの商品開発等に関する知見を当社における事業に活用することができること等から、メディアートを100%子会社化することで事業シナジーによる成長が見込まれるため、当社グループの企業価値向上に資するものと考えております。当社としては、グループ損益を改善させ、事業シナジーによる当社グループの企業価値向上を図るために同社を子会社とすることは非常に意義があるものと考え、メディアートを100%子会社化することといたしました。

(5) 完全子会社化の方法

当社は、メディアートの発行済株式の400株のうち、本株式取得により200株を取得し、残り200株を本株式交換により取得することで、メディアートを完全子会社化する予定です。

(6) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社メディアートの普通株式 150百万円

(7) 本株式取得の日程

株式取得取締役会決議日	2024年1月17日
株式譲渡契約締結日	2024年1月17日
株式取得完了日	2024年2月21日(予定)

2. 本株式交換の決定

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

上記「1. 子会社取得の決定」の「(1) 当該決定に係る取得する子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容」をご参照ください。

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

上記「1. 子会社取得の決定」の「(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益」をご参照ください。

(3) 大株主の氏名及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

氏名	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
間野 賢治	100.0

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

上記「1. 子会社取得の決定」の「(3) 取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係」をご参照ください。

(5) 本株式交換の目的

上記「1. 子会社取得の決定」の「(4) 本株式取得及び本株式交換による完全子会社化の目的」をご参照ください。

(6) 本株式交換の方法

当社及びメディアートは、2024年1月17日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は当社を株式交換完全親会社、メディアートを株式交換完全子会社とし、その効力を生ずる日を2024年2月22日として行う予定です。

本株式交換は、会社法第796条第2項に基づき、当社の株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。

(7) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	メディアート (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率 (株式交換比率)	1	5,000
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：1,000,000株	

(注1) 株式の割当比率

当社は、メディアートの普通株式1株に対して、当社普通株式5,000株を割当交付します（但し、株式交換の効力発生日時点において当社が保有するメディアートの普通株式を除きます。）。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式1,000,000株を割当交付する予定です。当社が交付する株式については、新規の株式発行を行う予定です。

(8) その他の株式交換契約の内容

当社がメディアートとの間で、2024年1月17日に締結した株式交換契約書の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

石垣食品株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社メディアート（以下「乙」という。）は、2024年1月17日（以下「本締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約の当事者は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、本効力発生日時点において甲の保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号並びに住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：石垣食品株式会社

住所：東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号

(2) 株式交換完全子会社

商号：株式会社メディアート

住所：愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号

第3条（本効力発生日）

- 本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年2月22日とする。
- 前項の定めにかかわらず、本契約の当事者は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、協議の上、合意で本効力発生日を変更することができる。

第4条（本株式交換の対価）

- 甲は、本株式交換に際して甲の普通株式1,000,000株（以下「本株式」という。）を発行し、本効力発生日に、本効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の普通株式5,000株の割合をもって、本株式を割当交付する。
- 前項の規定に従い甲が乙の株主に対し割当てべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第5条（増加する資本金及び資本準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める金額とする。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

乙は、本効力発生日までに、本株式交換に必要な株主総会の承認を得るものとする。

第7条（善管注意義務）

本契約の当事者は、本締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務遂行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に協議し、合意の上、実行するものとする。

第8条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約の当事者は、本締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合には、協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第9条（本契約の効力）

本契約は、間野賢治氏の所有する乙の発行済普通株式200株の甲に対する譲渡が実行されたことを停止条件として、その効力が生じるものとする。

第10条（誠実協議）

本契約の当事者は、本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決するものとする。

第11条（管轄裁判所）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約の正本2通を作成し、各当事者は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2024年1月17日

甲：

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号

石垣食品株式会社

代表取締役会長 石垣 裕義

乙：

愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号

株式会社メディアート

代表取締役 間野 賢治

（9）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の概要

当社株式については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2024年1月16日を算定基準日とし、算定基準日を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均法に基づき算定）を用いて算定いたしました。

その結果、当社株式の1株当たり株式価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定方式	算定結果
市場株価平均法	148円～151円

一方、メディアートについては、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、将来の事業活動の状況を評価

に反映するため、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）を採用いたしました。

その結果、メディアート株式の1株当たりの株式価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定方式	算定結果
DCF法	692,202円～796,556円

株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）は、本株式交換比率の算定に際し、当社及びメディアートから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。

また、赤坂国際会計がDCF法の基礎として採用した当社及びメディアートの事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。加えて、メディアートの財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）は、当社及びメディアートの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、当社は株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社となるメディアートは非上場のため、該当事項はありません。

- (10) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	石垣食品株式会社
本店の所在地	東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号
代表者の氏名	代表取締役会長 石垣 裕義
資本金の額	現時点では確定しておりません。
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	麦茶等嗜好飲料及び業務用乾燥具材類 その他食品の開発・製造・輸入・販売

- (11) 本株式交換の日程

株式交換承認取締役会決議日	2024年1月17日
株式交換契約締結日	2024年1月17日
株式交換効力発生日	2024年2月22日（予定）

3. 子会社取得の異動に関する事項

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社メディアート
住所	愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号
代表者の氏名	代表取締役 間野 賢治
資本金の額	10百万円
事業の内容	化粧品及び健康食品の販売等

- (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	0.0%
異動後	200個	50.0%

上記「2. 本株式交換の決定」記載の本株式交換の実施をもって、当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数は400個、議決権所有割合は100.0%となる予定です。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本株式取得の実施によりメディアートは当社の子会社となり、また、メディアートの純資産額が当社の純資産額の100分の30以上に相当し、メディアートは当社の特定子会社に該当するためです。

異動の年月日

2024年2月21日（予定）

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第66期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第66期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年7月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第67期第2四半期)	自 2023年7月1日 至 2023年9月30日	2023年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月27日

石垣食品株式会社
取締役会 御中

監査法人まほろば

東京都港区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 土 屋 洋 泰

指定社員

業務執行社員

公認会計士 関 根 一 彦

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている石垣食品株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石垣食品株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは当連結会計年度まで10期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>収益認識</p> <p>石垣食品株式会社及び連結子会社（以下「会社グループ」という。）は、主に個人ユーザーをターゲットにした食品及び消費財を扱う事業を行っている。当連結会計年度の売上収益は2,975,341千円を計上し、食品事業、インターネット通信販売事業、化粧品事業、雑貨事業のセグメントを展開している。</p> <p>これに対する販売方式として、自社ブランドの卸売販売チャンネルのほか、相手先ブランドの製造販売（OEM販売）や自社サイトのEコマースさらにショッピングモールへの出店など多様な販売プロセスを有している。</p> <p>売上収益は、注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）3.会計方針に関する事項」に記載のとおり、「当該商品又は製品の販売並びに手数料収入に係る収益の認識時点は、主として出荷時点で認識」している。会社グループは多様な販売プロセスの契約で求められる履行義務を識別し、収益の認識基礎としている。</p> <p>当監査法人は、会社グループの売上収益の多様なプロセスへの対応が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社グループの収益認識について、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内価部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none">会社グループの多様な販売プロセスを理解するとともに、売上収益の認識プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 <p>(2)実証手続</p> <ul style="list-style-type: none">主要な販売チャンネルの趨勢推移を分析し、異常性の有無の検討を行った。販売プロセスに固有のリスクの分析を行った結果に基づいてサンプリングの方法を決定し、抽出された取引について一連の証憑を確認することで、収益計上の実在性、正確性及び期間帰属を確かめた。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2022年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、石垣食品株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、石垣食品株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月27日

石垣食品株式会社
取締役会 御中

監査法人まほろば

東京都港区

指定社員 公認会計士 土 屋 洋 泰
業務執行社員指定社員 公認会計士 関 根 一 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている石垣食品株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石垣食品株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度まで10期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

・収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（収益認識）と実質的に同一内容であるため、記載を省略している。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月13日

石垣食品株式会社
取締役会 御中監査法人まほろば
東京都港区指定社員
業務執行社員 公認会計士 土 屋 洋 泰指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 根 一 彦

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている石垣食品株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、石垣食品株式会社及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは前連結会計年度までに10期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、また当第2四半期においてもこの状況が改善されていないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。